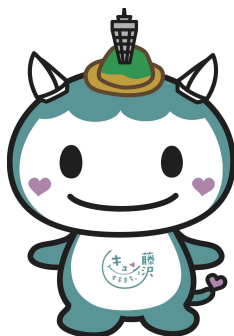


(2024.12.1 改)

せい かつ ほ ご 生活保護 の し お り



「きゅんとするまち。藤沢」
公式マスコットキャラクター
ふじきゅん♡

せい かつ ほ ご そうだん しんせい てつづき と あ
生活保護のご相談・申請手続・お問い合わせは

《ふじさわし やくしょ ほんちようしゃ かい せい かつ えん ご か
藤沢市役所 本庁舎2階 生活援護課》

へいじつ ごぜん 8じ 30ふん ~ ごご 5じ 15ふん
平日、午前8時30分~午後5時15分

(しょうご ごご 1じ のそ
正午~午後1時を除く)

〒251-8601 ふじさわし あさひちょう ばんち
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

でんわ 0466-50-3572 (ちよくつう
電話 0466-50-3572 (直通)

0466-25-1111 (ないせん 3261~8)
0466-25-1111 (内線3261~8)

FAX 0466-50-8414

E-mail fj-seikatue@city.fujisawa.lg.jp

生活保護を申請したい方へ

生活保護の申請は国民の権利です。
生活保護を必要とする可能性はどなたにもある
ものですので、ためらわずにご相談ください。

○住むところがない人でも申請できます。

- ・まずは現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。
- ・例えば、施設に入ることにご同意することが申請の条件ということはありません。

○扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない
親族に相談してからでないと申請できない、ということはありません。

○持ち家がある人でも申請できます。

- ・利用しうる資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家については、
保有が認められる場合があります。まずはご相談ください。

○利用しうる資産を活用することが保護の要件ですが、例外もあります。

- ・自動車については処分していただくのが原則ですが、通勤用の自動車を持ちながら
求職している場合に、処分をしないまま保護を受けることができる場合があります。
- ・自営業のために必要な店舗・器具も、処分しないまま保護を受けることができる場合
があります。

上記のことも含め、生活保護の申請について

わからないことがあればお気軽にご相談ください。

①生活保護とは



「生活保護」とは、年金や給与などの世帯全員の収入が世帯ごとに決められる「最低生活費」を下回るかた（世帯）で、資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができないかた（世帯）に、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条に基づいて生活保護法で定められた制度です。

※ 世帯…親族に限らず、生活をともしているかたがたの集まり

※ 「収入」が「最低生活費」を上回っているけれども、住宅ローンなどの借金の返済により生活ができないような場合については、利用できません。

②生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困る全てのかたに、その生活状態に応じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、世帯に応じた自立した生活が送れるように支援することを目的としています。

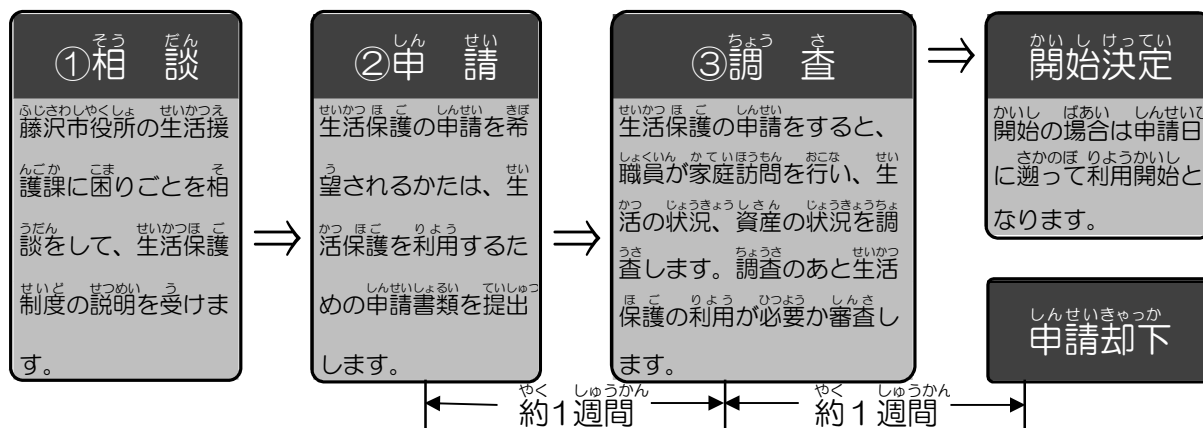
※ 世帯に応じた自立した生活とは…

- ・日常生活自立 …自分で自分の健康・生活管理を行うなど、日常生活における自立を目指します。
- ・経済的自立 …就職などにより、自身で収入を得ることで生活を送れるよう経済的自立を目指します。
- ・社会生活自立 …社会的なつながりができ、地域社会の一員として充実した生活が送れるよう社会生活の自立を目指します。

●「生活保護」の利用開始まで



病気・離職・失業など、さまざまな理由で生活が成り立たなくなってしまうことがあります。そのようなときは生活保護課に相談してください。生活保護制度の利用だけでなく、問題解消のために協力します。なお、生活保護制度の利用の際には次の手続きが必要です。



(申請から初回の保護費が支給されるまでは、約3週間かかります。)

①相談

生活にお困りになったら…

生活に困っていることや、生活保護を利用したいと思ったら、生活
援護課に相談してください。相談時には、生活状況、資産状況、親族交流
状況などを確認します。プライベートな部分もあるため、お話できる範
囲が狭くありません。相談の中で、生活保護制度の詳しい説明や、その他活
用可能な制度のご案内をします。また、来所だけでなく、電話での相談
もできます。



②申請

申請意思があればだれでも申請できます



生活保護の利用には、本人の意思で申請することが必要です。申請のためには、生
活援護課にある申請書類に記入、提出をします。また申請に伴い、調査に必要な書類
や収入の状況、資産の状況が確認できる資料も提出していただきます。何らかの事情
で本人が申請できない場合は、親族などが代理で申請することもできます。

※原則として、申請は世帯単位となります。生活を共にしているかたがた（親族に限らず）

を同一世帯とし、その中の誰かだけ（1人または2人以上）が利用する（利用しない）とい
うことはできません。（住民登録上の世帯とは異なる場合があります。）

※明らかに早急な保護が必要な状況にあるときは、生活援護課の判断で生活保護の利用を開始
する場合もあります。

※暴力団員は保護の要件を満たさないため、生活保護は利用できません。

※保護申請時に、原則世帯のかた全員の国民健康保険証を預らせていただきます。

（保護開始となったとき、使用されていた保険証は申請日以降無効となり、医療費は生活保
護費より支給されるためです。）



③調査

調査内容と制度について

申請が終わると、生活援護課が必要な調査を行い、生活保護の利用
が必要かどうか審査を行います。（原則申請日から14日以内に決
定・特別な事情で調査に時間を要する場合は30日以内）



生活保護法に定める一定の要件をもとに、どなたでも利用できる制度ではありますが、
資産・能力・親族からの援助・その他の制度など、活用可能なものは、それらを優先して
活用することになっています。

これから、生活保護の決定に関わるものについて説明していきます。

○生活保護と資産の関係

生活保護の申請を受けると、銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。活用していただく主な資産は、次のとおりです。

◇土地・家屋



- ・世帯の居住用の不動産については原則保有が認められます。しかし、資産価値と利用価値を比較して処分価値が著しく大きい土地・家屋については活用してください。
- ・居住していない家屋や事業用に使用していない土地及び家屋。
- ・要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）の利用が可能なもの。

◇自動車・オートバイ等

- ・公共交通機関の利用が著しく困難であるなど、通勤・通院等に特別な事情がない場合。ただし、総排気量125CC以下のオートバイ及び原動機付自転車については、保有が認められる場合があります。



◇生命保険

- ・受取人が違ったり、保険金額、保険料及び解約返戻金が多額である場合。（ただし、保有が認められた生命保険であっても、解約返戻金や入院給付金、手術給付金等の保険金を受け取ったときは、すでに利用した保護費の範囲内の金額を生活支援課に返還していただく必要があります。）

※個別の事情によっては、保有が認められる場合もありますので、相談してください。

○能力の活用



働ける能力があるかたは、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障がい、その他の理由で働けないかたは、その問題解決を優先とします。なお求職活動をするにあたり、就労支援員による就労支援も行っています。

○扶養義務について



親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助（経済的・精神的）を受けることができる場合は受けてください。生活保護の申請があった場合は、援助の可否について親族に対して照会を行います。なお、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため事前に相談してください。

※親族の扶養は可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることで生活保護の利用ができないということにはなりません。

○ほかの制度の活用



生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。

○生活保護費のしくみについて…



国が世帯の人数や年齢などにより定めた「最低生活費」に対して、世帯全員の「収入」が足りない場合は、差額が「生活保護費」として支給されます。「収入」が「最低生活費」を超える場合には、生活保護の利用はできません。

収入

⇒ 就労収入、各種手当・年金、仕送り等

最低生活費

⇒ 国が定めた基準（世帯の人数や年齢構成により異なる）により算定した、その世帯の生活費

生活保護費

⇒ 「最低生活費」 － 「収入」

最低生活費 (国が定めた基準により算定した生活費)	
収入 (就労収入、各種手当・年金、仕送りなど)	生活保護費 (最低生活費に足りない分)

※保護の申請時に、最低生活費の2分の1を超える現金、預貯金などをお持ちの場合、その超えた額については保護開始時に収入として認定させていただきます（その分、生活保護費は少なくなります）。

※世帯の収入の認定方法（控除の取扱など）については、8ページで説明します。



開始決定

自立へ向けて



申請した日から原則として14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に生活保護の利用ができるかどうかの結果をご連絡します。

調査・審査が終わり、生活保護制度の利用が決定すると、保護費の支給が始まります。また、利用者のかたの自立へ向けた活動を後押しするために、定期的に担当「ケースワーカー」が家庭訪問などを行い、必要に応じた支援を行います。

●「生活保護」の利用が開始されたら

○生活保護の種類について

生活保護を利用するかたは、生活上の必要に応じて次の扶助・加算を受けられます。
各扶助には上限があるものがありますので、担当者にご確認ください。

①生活扶助

衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用



②住宅扶助

家賃、地代、更新料など、住居に必要な費用



③教育扶助

小・中学校の学用品費、給食費など、義務教育を受けるために必要な費用



④医療扶助

病気やケガの治療に必要な費用
(原則生活保護課が病院などに直接支払います)



⑤介護扶助

介護サービスを受けるために必要な費用



⑥出産扶助

出産に必要な費用



⑦生業扶助

高等学校等の就学に必要な費用
就労に必要な技能や資格取得にかかる費用



⑧葬祭扶助

葬祭に必要な費用
(世帯員が亡くなった場合等)



◇世帯によって、次のような加算、または支給が受けられます

○主な一時扶助・給付金(支給要件があります)

- 被服費 … 布団・被服・おむつなど
- 入学準備金 … 小・中学校に入学する際の入学準備金
- 家具什器費 … 炊事用具・食器など
- 通院交通費 … 通院時の交通費
- 期末一時扶助 … 年越しするための一時金
- 転居の費用 … 敷金礼金・運搬費など
- 契約更新料 … 賃貸住宅の契約更新料など
- 就労自立給付金 … 就労により生活保護廃止となった場合の給付
- 進学・就労準備給付金 … 高校生が進学や就労により生活保護が不要となった場合の給付(給付要件あり)

○主な加算(適用要件があります)

- 冬季加算 … 毎年11月～3月
- 母子加算 … 母子・父子世帯など
- 障害者加算 … 重度の身体・精神障がいなど
- 児童養育加算 … 児童を養育しているかた



○生活保護を利用するかたの権利

生活保護を利用するかたは、次のような権利が保障されています。



- ・条件を満たせば、誰でも平等に生活保護を利用できます。
- ・正当な理由なく、保護費を削減されたり、生活保護が利用できなくなったりすることはありません。
- ・受け取る保護費や物品は、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。また、受け取る権利を他人に譲り渡すこともできません。
- ・保護費の変更や保護の停止・廃止の決定がなされ、その内容について不服があるときは生活支援課で説明を受けることができます。それでもなお納得ができないときは、その決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事などに対して、審査請求をすることができます。

○生活保護を利用するかたの義務

生活保護を利用するかたには、生活の維持や自立した生活が送れるようになるため、次のような義務があります。

◇自分の生活をよりよくするための努力をしましょう

働けるかたは働いて収入を得る努力を、病気等で働けないかたは病院を受診して療養に専念し、自立に向けた努力をしてください。制度利用中は、自分の健康保持・増進に努め、計画的に家計をやりくりし、健康でより良い生活状態をつくりあげるよう努めましょう。仕事については、就労支援員などによる就職活動支援・就労準備支援などを行っています。利用者のかたの早期自立へ向けた支援を行っていますので、お気軽に相談してください。



◇生活保護費を目的どおりに使用しましょう

家賃、給食費や教材費、介護保険料などは、それぞれの支払いに充てることを目的として支給していますので、ほかの用途に充てることは認めていません。滞納などがないようにしてください。家賃に未納がある場合は、必要に応じて代理納付（生活支援課が債権者に直接振り込みます）を行います。

※小学校給食費・介護保険料は原則代理納付をします。

◇収入の申告義務を守りましょう（年に一度、課税調査を行っています）

生活保護費以外のあらゆる収入を得たとき、あるいは何も収入を得ていなくても、「収入（無収入）申告書」を生活支援課に提出してください。なお、収入を証明する資料を添付してください。

・就労が可能と判断されるかた、求職活動を行っているかたは、収入の有無に関わらず原則毎月提出です。

・収入がない場合にも、少なくとも1年に1回は申告書を提出してください。

※申告が必要な例については9ページを参考にしてください。



収入の申告を適正に行えば、次のような控除や、収入として認定しない取り扱いができることがあります。

※控除…収入から一定の金額を差し引くこと。控除された分は手元に残ることになります。

就 労 収 入 に 対 す る 控 除	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
②20歳未満控除	20歳未満の者は、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます（一部例外あり）。
③その他必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高 校 生 の アル バ イ ト 収 入	
高校生がアルバイトをして得た収入があれば必ず申告をしてください。20歳未満のかたには「基礎控除」だけでなく、「20歳未満控除」も適用されます（一部例外があります）。 事前に承認が得られた場合においては、私立高校における授業料の不足額、学習塾費、進学に伴う費用など自立更生に充てられる費用は収入認定額より控除することもできます。詳しくは担当者にお尋ねください。	

◇生活保護法に基づく指導・指示を守りましょう

生活支援課から、上記の義務や正しく生活保護を利用するために必要な指示や指導を受けたときには、これを守らなければなりません。



①就労について

- ・稼働年齢層（中学校卒業から64歳まで）のかたで、働くことができるにもかかわらず、正当な理由なく働かないでいるとき。
- ・働いていても、収入を増やすための十分な努力（転職を含む）をしていないとき。

②病気について

- ・病気を治す必要があるにもかかわらず、治療に熱心でないとき。
- ・主治医や生活支援課の医師の意見にもとづき、入院・退院・転院が必要なのに正当な理由なく行わないとき。

③その他について

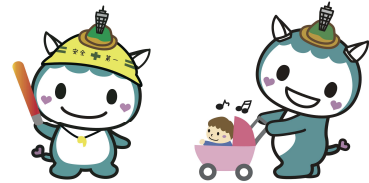
- ・売却などにより活用する必要のある資産などを処分しないとき。
- ・利用が可能な生活保護以外の制度を活用しないとき。
- ・生活支援課への届け出の義務を守らないとき。
- ・その他保護の目的達成に必要なことを守らないとき。
- ・認められていない自動車やバイクを保有・運転したとき。

○届け出が必要なもの

生活状況に変化があったときは、保護費を調整するため、必ず報告をしてください。

◇世帯状況に変化があったとき（例）

- ・住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談してください）
- ・住居の家賃・地代などが変わったとき
- ・家族に変化があったとき
（出生・死亡・転入・転出・入退学・休学・転校・入退院・転院・妊娠出産・結婚・事故）
- ・就職・転職・退職、退職をしたとき
- ・社会保険の資格を取得や喪失したとき
- ・障害者手帳を取得・更新したとき
- ・生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- ・その他生活状況に大きな変化があったとき



◇収入や資産に変化があったとき（例）

- ・毎月の給与を受けとったとき
- ・賞与、日払いの給料、退職金など臨時の収入を受け取ったとき
- ・未成年の世帯員によるアルバイト収入があったとき
- ・年金などの公的手当があったとき
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・交通事故などで相手から慰謝料や賠償金を受け取ったとき
- ・車や不動産など資産の売却益があったとき
- ・相続により資産を得たとき
- ・親族などから養育費、仕送りなどの援助があったとき
- ・借金をしてしまった場合（借入金も収入となります）
- ・新たに銀行口座の開設を行ったとき

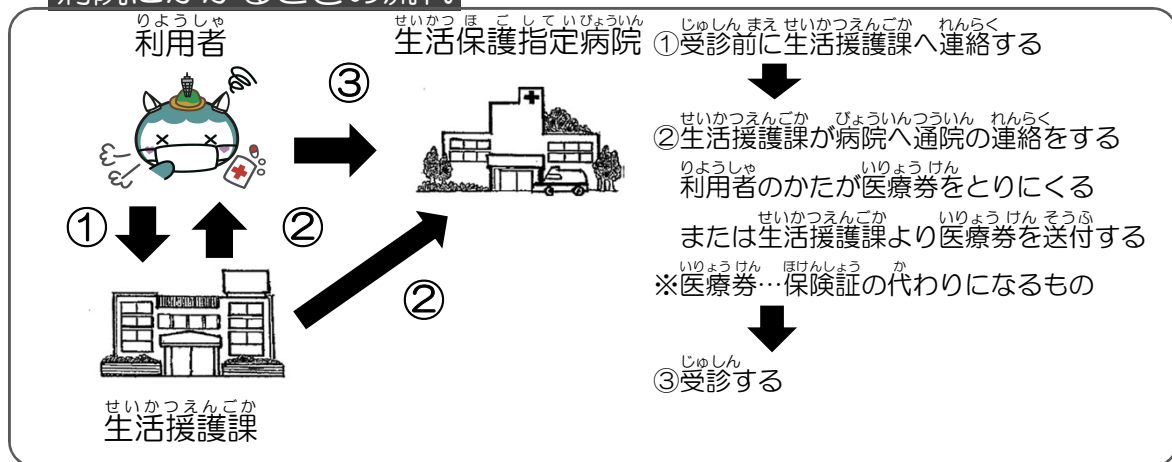


※記載したものは一部の例であり、あらゆる収入の申告が必要です。必ず申告してください。

○病院へのかかりかた

病院にかかる前に、必ず生活援護課に連絡してください。

病院にかかるときの流れ



◇受診時に気を付けていただきたいこと

- 受診する際は、生活保護法で指定されている、できるだけ近隣の病院・診療所で受診してください。
- 薬が処方される場合は、「ジェネリック医薬品」を利用してください。
- 原則、同じ病気で2か所以上の病院を受診することはできません。
- 夜間や休日に急病で受診したいときは、「緊急（休日・夜間）受診証」を医療機関に提示のうえ受診し、翌開庁日に担当者へ連絡してください。
- 医師からメガネやコルセットなどが必要と言われた時は、担当者へ連絡してください。
- 通院時に交通費がかかるときは、治療に必要な最小限の回数に限り、病気の状態にに応じて経済的かつ合理的な経路（公共交通機関などの手段）により交通費が支給される場合があります。詳しくは、担当者にお尋ねください。
- 生活保護を利用している間は、国民健康保険には加入できませんが、就職などにより会社の健康保険に加入できる場合は、健康保険を利用して頂きます。新たに会社の健康保険に入ったり、資格を失ったりしたときは、必ず担当者へ報告してください。
- 入院・退院、治療により通院を中止したときは、必ず担当者へ連絡してください。



◇健康診断や予防接種を受けましょう

健康診断は自身の健康状態を知る良い機会となりますので、積極的に受診しましょう。

- 藤沢市に住民登録がある40歳以上のかたは、「健康診査」を無料で受診できます。
- 藤沢市に住民登録がある高齢のかたは、「予防接種」を受けることができます。
 （種類により、年齢などの条件が異なります。）

※受診の際には事前に担当者へ連絡してください。



○保護費を返還していただく場合があります

支給する保護費は世帯員の状況や収入によって変動します。届け出が遅れたことで保護費を多く支給した場合や、不正に保護を受けた場合などは、支給した保護費（医療費などを含む）を返還していただきます。必要に応じて、関係機関（勤務先・税務署・金融機関・保険会社など）を調査することもあります。

保護費の返還は生活保護法に規定された義務です（法第63条・第78条）。返還が求められた場合は、速やかに返還を行う必要があります。

◇生活状況の変化により保護費の変動が生じた場合

生活状況に変化があった場合（収入の変動・世帯員の増減・入退院など）、支給する保護費は変動します。

生活支援課への届け出が遅れるなどして保護費の変更処理が間に合わず、保護費を多く支給することになってしまうことがあります。

その場合、支給しすぎた保護費は返還していただきます。（翌月以降の保護費で調整する場合もあります）



◇生活保護制度利用中に資産を処分した場合

年金・生命保険・不動産・手当など活用できる資産について保護利用中に売却などを行い、収入を得る場合があります。この場合、すでに支給された保護費はあとで返還していただきます。

現金化を行う際には経過の報告を行うとともに、現金化された時は必ず生活支援課へ届出てください。



◇生活保護制度を不正に利用した場合

申請時・保護利用中に事実を偽ったり、隠したりして、不正な手段で保護を利用した場合は、すでに支給された保護費を返還していただきます。不正受給と認定された場合は、法律により懲役や罰金が科せられることがあります。



○保護を利用できなくなることがあります

次のような場合は、保護を「停止」または「廃止」することがあります。

- 生活支援課が保護を適用するうえで必要と認め行う文書による指導・指示を、正当な理由なく守らないとき。
- 生活支援課が保護を適用するうえで必要な資産状況、健康状態などを調べるための調査や検診命令を正当な理由なく拒んだとき。

○保護費の受け取りについて

保護費の支給日は毎月5日（5日が閉庁日の場合は、その前の開庁日）です。

（定例支給）

※原則「口座振込」となり、支給日の営業開始時に引き出しができるように振り込まれます。

※特別な事情により生活保護課の窓口で保護費を受け取る場合は、指定の日時に印かんを持って受け取りにきてください。

※随時支払いを行う場合もあります。（不定期支給）



○生活保護利用中は免除・助成が受けられます

次の免除・助成が受けられるので申請をしてください。

詳細は担当ケースワーカーにお問い合わせください。

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| ①国民年金保険料 | … 免除されます。 |
| ②し尿汲み取り料 | … 免除されます。 |
| ③市指定有料ゴミ袋 | … 年3回（3・7・11月）一定量のごみ袋が支給されます。 |
| ④大型ごみの納付券 | … 免除されます。 |
| ⑤市県民税 | … 免除されます。（保護開始後の納期分から） |
| ⑥固定資産税・都市計画税 | … 免除されます。（保護開始後の納期分から） |
| ⑦軽自動車税 | … 免除されます。（保護開始後の納期分から） |
| ⑧認可保育園保育料 | … 免除されます。（延長保育など一部を除く） |
| ⑨私立高校学費 | … 授業料・入学金の助成が受けられます。 |
| ⑩NHK放送受信料 | … 免除されます。 |
| ⑪児童クラブ利用料 | … 1人5,000円減額されます。（おやつ代など一部除く） |
| ⑫住民票などの手数料 | … 免除されます。 |
| ⑬大庭台墓園の管理料 | … 免除されます。（保護開始後の納期分から） |



○担当ケースワーカー

ケースワーカーとは、生活保護を利用するかたの困っていることへの解決や、自立を目指すうえでどうすればよいのかを一緒に考え、手助けする者です。

担当ケースワーカーが定期的にあなたの家庭を訪問しますので、日頃の心配事などを相談してください。民生委員をはじめ関係機関と協力をしながら、可能な限り支援をしていきます。

また、担当ケースワーカー、民生委員はあなたの相談事を他人に漏らすことはありません。安心して相談してください。

